

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R1～R5）の考え方～

芦別市

本市の森林面積は75,730ヘクタールで、総面積の88%を占めており、その内芦別市有林は674ヘクタール（分収林79ヘクタールを含む）、芦別市有林と道有林を除く一般民有林（私有林等）は3,641ヘクタールあります。本市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は約8割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。しかし、一部の整備が行き届かない森林があることから、所有者に対して、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

本市で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している市内事業者は10社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、本市では平成28年に設立された「空知地域林業担い手確保推進協議会」に参加し、地域の林業事業体や関係機関・団体と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めるとともに、道立北の森づくり専門学院（令和2年4月開校）の実習及びインターンシップの受入れなどを支援します。

3 木材利用の促進

本市のカラマツなどの人工林資源は利用期を迎えており、市内2カ所に製材工場があるものの伐採木の多くは近隣の製材工場等に出荷されています。このため、市内産人工林材の付加価値向上を図るため、今後建設される公共施設の木材活用を進めるとともに、今後も林地未利用材を積極的に利用し木質バイオマスの有効活用に努めます。

4 普及啓発

本市では、森林・林業の役割や木材利用の意義の理解と関心を高めるための取組の一環として、森林イベント内で市内小学生を対象とした植樹祭を実施しているほか、森林の果たす役割や森林整備の必要性、建築物等の木造化などについて理解を得るため、市有林等を活用した森林環境教育や植樹・枝打ち体験活動など木育活動などを進めます。